

# 回転翼航空機（ベル式 412 型）整備士限定変更研修等業務仕様書

札幌市消防局

## 1 目的

この仕様書は、札幌市（以下「本市」という。）が本市消防局職員（以下「研修生」という。）を対象に実施する、整備士限定変更研修等業務について、必要な事項を定める。

## 2 研修の趣旨

航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 29 条の 2 に基づく、技能証明の限定の変更における「一等航空整備士技能証明の限定の変更」について、航空整備士実地試験要領（平成 18 年 5 月 31 日付け国空乗第 80 号。以下「要領」という。）に定める実地試験に必要な知識及び技術を習得させ、国土交通省航空局（以下「航空局」という。）実地試験合格基準を満足し得る水準に到達させるものである。

## 3 研修人員等

### (1) 人員

一等航空整備士（回転翼航空機） 1 名

### (2) 研修生の既得限定型式

川崎式 B K 117 型、アグスタ式 A B 139 型

## 4 技能証明の限定

回転翼航空機ベル式 412 型（以下「当該航空機」という。）

## 5 履行期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日（金）とする。

## 6 履行条件

### (1) 研修内容

ア 機体座学教育及び実地教育の実施要目等は、仕様書別紙（整備士限定

変更研修要目) のとおりとする。

なお、これによりがたい場合は、本市の承認を得て変更できるものとする。

イ P T 6 T - 3 シリーズ エンジン教育

M H I エアロエンジンサービス株式会社が主催する P T 6 T - 3 シリーズ エンジン講習を受講させること。

(2) 研修日程

研修日程は、履行期間のうち原則として、土曜日、日曜日及び、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定に基づく休日並びに年末年始の休日を除く日程で計画すること。

なお、これによりがたい場合は、本市の承認を得るものとする。

(3) 履行場所

ア 機体座学教育、実地教育及び実地試験

日本国内とし、受託者が定める場所で実施すること。

なお、本仕様書 7 (1) の研修計画書提出後に履行場所等の変更があった場合、研修生の移動手段（滞在を必要とする場合は、宿泊を含む。）は、受託者が確保し、旅費（移動費及び宿泊費）を負担すること。

イ P T 6 T - 3 シリーズ エンジン教育

M H I エアロエンジンサービス株式会社（愛知県小牧市）

(4) 教材等

ア 研修に必要な教材、パソコン等は受託者が準備すること。

また、実地教育及び実地試験に使用する航空機の航空局が承認した最新の飛行規程（和文）、メンテナンス・マニュアル、トレーニング・マニュアル、サーキュラー、サービスブリテン、インフォメーションレター、チェックリスト等の参照が必要であるため、受託者は、これらを開覧及び印刷ができる環境を供給するものとする。

イ 実地教育及び実地試験に使用する航空機は、受託者が保有する当該航空機を使用して行うこと。

(5) 教育訓練の監督者

受託者は、当該航空機の整備に係る技能証明を有し、当該航空機の整

備教育業務に従事した経験を有する者に教育訓練を監督させること。

(6) 実地試験

実地教育修了後、実地試験を受験できるよう、態勢を確保すること。  
研修生の実地試験は、合否に関わらず、受験回数を1回とする。

なお、本仕様書6(1)の研修内容は、実地試験前までに全て修了させること。

(7) その他

受託者の責務は次のとおりとする。

ア 実地試験に係る申請書類及び実地試験受験料の費用負担

イ 教育訓練において、必要な調整及び立会

ウ 実地試験において、航空局試験官と必要な調整

7 提出書類等

受託者は、次に定める書類を本市へ提出するものとする。

- (1) 契約締結後、遅滞なく研修計画書（任意様式とし、研修日程、履行場所、教育計画、教育訓練監督者の資格を含む内容とする。）を提出し、本市の承認を得ること。

なお、提出後変更が生じた場合は承認を得て再提出すること。

- (2) 研修終了後、履行期限内に、研修効果確認報告書及び研修修了書（共に任意様式）を提出すること。
- (3) その他、本市が必要と認める書類

8 その他

- (1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、本市と協議し決定すること。

- (2) 本業務の実施に当たって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分留意すること。

- (3) 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づいて政府から発出される法的措置、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置等が発出され、各種検査（PCR検査等）が必要となった場合に係る費用は、受託者の負担とする。

## 9 連絡先

### (1) 契約に関すること

札幌市消防局総務部施設管理課装備係

(札幌市中央区南4条西10丁目)

電話 (011) 215-2030 担当：田中

メールアドレス：shisetsu.shobo@city.sapporo.jp

### (2) 仕様書に関すること

札幌市消防局警防部消防救助課消防航空係

(石狩市新港東2丁目1番2号 札幌市消防局石狩ヘリポート)

電話 (0133) 62-4119 担当：山根

メールアドレス：koku.shobo@city.sapporo.jp

## 整備士限定変更研修要目

種 別	時間配当	実施要目等
機体座学教育 実地教育(※)	受託者の計画 時間による	1 整備の方法 2 飛行規程 3 重量・重心位置 4 取扱い 5 空気調和系統 6 自動操縦装置系統 7 通信系統 8 電源系統 9 客室系統 10 防火系統 11 操縦系統 12 燃料系統 13 油圧系統 14 防除氷系統 15 計器系統 16 着陸装置系統 17 照明系統 18 航法系統 19 空気圧系統 20 機体構造等 21 推進系統 22 点検作業 23 動力装置の操作 24 口述による試問
実地試験	航空局試験官 の指示による	研修生の実地教育を行った監督者は、研修生の技能が要領の定める判定基準に達している場合は、これを証明すること。(実地試験成績報告書8の教官氏名欄への署名)
P T 6 T - 3 シリーズ エンジン教育	M H I エアロ エンジンサー ビスの講習時 間による	M H I エアロエンジンサービス株式会社が主催する P T 6 T - 3 シリーズ エンジン講習内容

※要領別表4「一等航空整備士(回転翼航空機)、一等航空運航整備士(回転翼航空機)」に対応した内容とする。